

上場会社代表者各位

株式会社名古屋証券取引所  
代表取締役社長 畔柳 昇

適時開示情報伝達システム（TDnet）利用料の徴収に伴う上場手数料  
等に関する規則等の一部改正について

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

当取引所は、「上場手数料等に関する規則」等を一部改正し、平成16年4月1日から施行しますので、ご通知申し上げます。（詳細については、規則改正新旧対照表を名証のホームページ（<http://www.nse.or.jp>）に掲載しておりますのでご覧ください。）

今回の改正は、適時開示情報伝達システム（以下、TDnetという。）の構築・運営に係る費用のうち実費相当分を利用料として上場会社に負担していただくため、「上場手数料等に関する規則」の一部改正などを行うものです。

改正の概要は、下記のとおりです。

敬 具

記

1. TDnet利用料の徴収

当取引所のみを上場している株券の発行者並びに当取引所及び東京証券取引所以外の証券取引所に上場している株券の発行者は、TDnet利用料として、年額9万6千円を納入するものとする。

（備 考）

・上場手数料等に関する規則第3条第3項、同条第4項

2. その他

いわゆるテクニカル上場に係る上場手数料について全額免除することができることとするなど、その他所要の改正を行う。

・上場手数料等に関する規則第2条第2項第3号等

以 上

「規則改正新旧対照表」については、名証のホームページ（<http://www.nse.or.jp>）に掲載しております。別途、郵送を希望される際には、下記までお問合せください。

株式会社名古屋証券取引所 自主規制グループ

TEL 052-262-3174

E-mail [syoken@nse.or.jp](mailto:syoken@nse.or.jp)